

別添資料1

1 要綱の役割

役割	概要	要綱種類	内容	目的	その他
廃掃法等の県における具体的な運用	廃掃法及び自動車リサイクル法に関する許認可、処分等の法令規則について、県の具体的な事務取扱の運用基準を明確化	指導要綱	施設設置(変更)等に係る事前協議	事業者が検討不十分な計画のまま、廃掃法による許可(変更)申請、あるいは変更届出を行った場合、許可要件、処分基準を満たさないために、取下げもしくは不許可処分、あるいは受理できない可能性がある。 更に施設設置許可対象未満の施設の場合、事業者が処分業許可(変更)申請、変更届出の前に施設を設置変更する必要があるが、法令基準に適合しないことで使用できなくなり、事業者にも多額の損失が生じる可能性も想定される。 このため、あらかじめ、指導要綱により、施設の法令基準への適合に関する事前協議を行う。	以下の許可申請、変更届出の前に事前協議を行う ① 廃掃法における施設設置等許可申請 ② 廃掃法における処分業許可(変更)申請(積替保管の場合は収運業許可) ※①に該当しない施設 ③ 廃掃法における変更届※①、②に該当しない施設変更(例:施設規模変更) ④ 自動車リサイクル法における解体業・破砕業許可等申請 ⇒今回の要綱改正で事前協議の簡略化を図る(資料2参照)
		指導要綱	処理業の許可等に関する運用基準	廃掃法における処理業(収運・処分業)の申請書の添付書類、許可審査項目等に関する法令基準についての具体的、もしくは補足する運用基準を定め、許可申請の審査等を行う。	—
		指導要綱	マニフェストの使用に関する運用基準	廃掃法によるマニフェスト(産業廃棄物管理票)についての具体的、または補足する運用基準を定め、マニフェストの適正な使用を指導する。	—
		紛争要綱	施設周辺の市町村、住民の意見を聴取(事業計画の縦覧、説明会開催等実施)	施設周辺の市町村、住民の意見を聴取した上で、施設の設置許可基準(周辺地域の生活環境保全への適正な配慮)への適合、施設の設置許可の条件(生活環境保全上の必要な条件)を付すかを判断する必要があり、このための運用・手続きを定める。	今回の要綱改正で紛争要綱手続の簡略化を図る(資料2参照)
廃掃法違反の未然防止	廃掃法の処理基準等違反の未然防止のために取り組む行政指導事項を明確化	指導要綱	本県独自の取組であるマニフェストK票(県に提出)の運用	本県では一連の廃棄物処理が終了した段階でマニフェストK票を県に送付する取組を独自に運用している。これまでの取組により、事業者にも十分浸透しており、県が推奨する任意の取組として継続し、処理基準違反への指導に活用する。	—
		指導要綱	県外産業廃棄物の搬入に係る協議	県外からの過剰な廃棄物の受入れは、県内業者による不適正処理、保管につながるおそれがある。過去には、多量の県外汚泥等を不適正処理したため、大規模な地下水の硝酸性窒素汚染を引き起こした事例もある。このため、廃掃法の処理基準に従った適切な処分、保管を確保する行政指導として、多量の県外廃棄物を受け入れる前に事前に協議を行う。	今回の要綱改正で、廃掃法における優良認定処分業者については、協議に代えて事前の届出で可能とする。また、届出の場合は、要綱の規定の範囲内の搬入であれば、特に有効期間を設けないものとする。
		指導要綱	廃掃法設置許可対象未満の焼却炉(自社処分用)の設置前事前確認	焼却施設については法対象(200kg/hr)未満ぎりぎりの能力で設置される事例が見られる。無許可設置の場合は罰則適用もあることから、事業者の不利益処分を未然に防止することを目的として、実際に法対象未満で設計されているかを事前に確認する	—